

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年8月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分：該当なし

区分：該当なし

区分：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	タービン建屋1階において、床塗装作業前の清掃作業を行っていた協力企業作業員が、作業中に気分が悪くなったため業務車にて病院へ搬送された。診察の結果「熱中症・脱水症」と診断されたため、熱中症等の予防について関係者に注意を喚起。	A	8月21日公表済 (PDF14kB)

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系廃液集取フィルタ入口弁において、シトリックが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	廃棄物処理系プリコトタンクにおいて、薬品投入口の異物混入防止網に破損が認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	タービン建屋消火ポンプ室換気空調装置において、ドレンラインの一部に、保温材未取付による結露水の発生が認められたため、当該保温材を取付け	D	
4	1号機	原子炉建屋5階のユニットヒータにおいて、温度検出器及びコントローラに不良が認められたため、当該計器を修理	D	
5	3号機	工具管理センタより借用した、絶縁抵抗計付属品テストリド本体への差込保護キャップを紛失したため、関係者に注意を喚起	D	
6	3号機	廃棄物処理建屋中央操作室空調機において、ドレンラインに詰まりが認められたため、当該ラインを点検・清掃	D	
7	4号機	過渡現象記録装置において、デタ収集サーバに不具合が認められたため、当該サーバを点検	D	
8	5号機	残留熱除去海水ポンプ出口逆止弁の点検時、ジョイントボルトに腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
9	5号機	66kV操作盤の特性試験時、同期検定器の指示値に管理値外れが認められたため、当該計器を修理	D	
10	5号機	高圧電源配電盤の扉において、蝶番部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	5号機	非常用ディゼル発電機機関冷却水清水圧力スイッチにおいて、計器仕様表の記載に誤記が認められたため、誤記を訂正及び対応検討	C	
12	5号機	タービン建屋床及び機器ドレンサンプ水位計において、計器仕様表の記載に誤記が認められたため、誤記を訂正及び対応検討	C	
13	5号機	非常用ディゼル発電機機関冷却水清水圧力計の計器仕様（水頭値）において、実測値と校正デタ記載に相違が認められたため、実測値に修正	C	
14	5号機	タービン油清浄器カトリッジフィルタ出口圧力計において、指示不良（固着）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
15	その他	海生物焼却設備の重油圧送ポンプ（A）において、重油のにじみが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

*「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
 - A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
 - B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
 - C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
 - D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外：消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで